

# 暗号資産の分離課税化

たまらん坂税理士法人 代表社員・税理士：坂本 新

## <令和8年度税制改正の大綱 暗号資産関係の主なポイント>

- ・ 暗号資産を区別することで「特定暗号資産」が分離課税対象
- ・ 総合課税の対象から「申告分離課税に係る譲渡所得」へ
- ・ 暗号資産の取引に係る譲渡損失は、一定の要件で翌年以後3年間繰越控除可能
- ・ 暗号資産のレンディング（貸付け）の消費税が非課税取引へ変更
- ・ 暗号資産の差押え、ウォレットに対する徴取手続の整備

## 1 序章

### (1) なぜ今、「暗号資産の分離課税」なのか

暗号資産に関する税制は、長らく日本の税制の中で特異的な存在であり続けてきた。雑所得としての総合課税、最高約55%に及ぶ税率、損益通算や繰越控除の不可、相続した暗号資産の譲渡による所得の取得費加算の特例対象外。こうした制度は、暗号資産を「特殊であり、一過性である存在」として捉えてきた時代の産物である。

しかし近年、暗号資産を取り巻く環境は大きく変化した。ビットコインを戦略的準備金の一部として「国家」で保有する可能性を示したトランプ大統領の発言を契機としたビットコインの暴騰に端を発し、さらにアメリカ連邦準備制度理事会のパウエル

議長のビットコイン「デジタル・ゴールド」発言、個人投資家による暗号資産の長期保有、企業による資本運用戦略の一環としての保有、加えて、大手金融機関による暗号資産の保管・管理を行うカスタディサービスの検討など、暗号資産はもはや周縁的な存在ではない。税制の側がこの現実を追いついていないことこそが、これまでの最大の問題であった。

令和8年度税制改正の大綱において示された「暗号資産の分離課税」は、この制度的な遅れを是正する重要な転換点である。本稿では、暗号資産課税の歴史的経緯を整理した上で、分離課税の意義、さらに見落とされがちな暗号資産の「ウォレット」に対する徴取手続という実務的論点までを含め、今回の改正が持つ本質的な意味を考察する。

## 2 暗号資産課税のこれまで（歴史整理）

### (1) 登場当初の暗号資産と税制の空白

暗号資産に対する税制を正しく理解するためには、現行制度や令和8年度税制改正の大綱のみを切り取って論じるのでは不十分である。なぜ暗号資産は長年にわたり雑所得として扱われ、金融商品とは異なる課税体系に置かれてきたのか。その経緯を整理することが、今回の制度の「大転換」の意義を理解する上で不可欠である。

ビットコインが2009年に登場して、少しずつ広がりを見せていたが、2010年7月にマウント・ゴックスが日本で初めて暗号資産売買の取引所のサービスを開始した当初、日本の税制はその存在を想定していなかった。その後、ビットコインを中心とした暗号資産は、2016年末から2017年にかけて利用者が急激に増えた。その頃、暗号資産は、「仮想通貨」と呼ばれ法定通貨でもなく、有価証券でもなく、従来の金融商品にも該当しない新しい財産概念であった。そして、誰もが一過性のものであると信じた。

このため、税務上は「どの所得区分に該当するのか」という根本的な問題が生じた。2017年国税庁はタックスアンサーにおいて「ビットコインに関する所得税の取扱い」を明らかにし、その結果、その年の12月「仮想通貨の所得計算方法等について（情報）」を公表することで、暗号資産取引による利益は、他のいずれの所得区分にも明確に当てはまらないものとして、「雑所得」に整理することにしたのである。この判断自体は、制度創設期における暫定的対応としては合理的であったのではないだろうか。

### (2) 雑所得課税がもたらした構造的な問題

しかしながら、暗号資産の利用者や取引規模が拡大するにつれ、雑所得課税がもたらす構造的な問題が顕在化していく。

第一に、税率の問題である。雑所得は総合課税の対象となるため、所得水準によっては最高約55%の税率が適用される。これは、同様に価格変動リスクを伴う株式や投資信託と比較して著しく不利であり、暗号資産のみが過度に重い税負担を課される結果となった。

第二に、損益通算や繰越控除が認められない点である。暗号資産取引は価格変動が大きく、年度によって利益と損失が大きく変動するにもかかわらず、損失を他の所得と通算することも、翌年以降に繰り越すこともできない。この制度設計は、実態として合理的な投資行動を阻害する要因となっていた。

### (3) 実務の現場で拡大した違和感

税務実務の現場では、こうした制度上の不整合が徐々に無視できないものとなっていった。暗号資産によって多額の利益を得た納税者が、翌年3月15日の納税を控え暗号資産の売却を保留して値上がりを待っていたところ、その暗号資産が暴落し、結果として納税資金の確保が困難となるケースが増加した。

また、税率の高さが理由で、UAE（ドバイ）・シンガポール等の国外への移住を選択する資産家も現れ、日本の課税ベースが実質的に縮小するという副作用も生じていた。制度が過度に厳しすぎるがゆえに、結果として課税の実効性を損なうという逆説的な状況が生まれていたのである。

#### (4) 「金融商品ではない」という位置付けの限界

暗号資産が雑所得とされた背景には、「金融商品ではない」という認識があった。しかし、技術や市場の成熟とともに、この前提自体が現状と乖離していく。

暗号資産は、単なる決済手段や投機対象にとどまらず、長期保有や分散投資の対象として位置付けられるようになり、さらには企業の資本運用戦略の対象財産のひとつになり、それに伴いデジタル・アセット・トレジャリー（DAT）と呼ばれる暗号資産を保有し、その価額上昇で恩恵を受ける企業戦略まで生まれた。こうした変化にもかかわらず、税制上の位置付けだけが初期段階のまま据え置かれていた点に、税制の疲労が生じていたといえる。

#### (5) 税制改正への必然的な流れ

このような経緯を踏まえると、令和8年度税制改正の大綱による分離課税への移行は、突発的な政策判断ではなく、暗号資産の業界団体である「一般社団法人暗号資産ビジネス協会」及び「一般社団法人暗号資産取引業協会」等が牽引した税制改正要望が後押ししたことで得られた必然的な帰結であった。

暗号資産を「例外的な雑所得」として扱い続けることは、もはや現実的ではない。金融商品と同様のリスク特性を持つ資産については、税制上も同様の枠組みで整理する。このシンプルな原則に立ち返った結果が、今回の制度転換である。

### 3 令和8年度税制改正の大綱の核心1：特定暗号資産の創設

#### (1) 特定暗号資産の創設

令和8年度税制改正では、すべての暗号資産を分離課税の対象にするのではなく、「金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等」について一定基準の条件を満たす暗号資産を「特定暗号資産」として定義することで、分離課税対象になる暗号資産の明確な区別を予定している。これは、ビットコインを除く、いわゆるアルトコインと呼ばれる暗号資産は、全世界に数万種類あることから、すべての暗号資産を分離課税の対象とすると金融業者の事務負担が大きくなることなどが想定されることから、暗号資産の選別は当然必要であったと考える。そうすると、「特定暗号資産」以外の暗号資産の取引の収益は、今までと同じ総合課税の対象となることを意味する。

	特定暗号資産	特定暗号資産以外の暗号資産
所得区分	譲渡所得	雑所得
市場	国内暗号資産取引所	国外暗号資産取引所・個人相対取引
課税方法	分離課税	総合課税
最高税率	20%（※1）	最大約55%（※2）

※1 所得税15%及び住民税5%の合計。復興特別所得税を含めた実効税率は20.315%

※2 所得税（最大45%）+住民税10%+復興特別所得税を含むとします。

現在、金融庁は、暗号資産交換業者を登録制にしているところ、暗号資産交換業者

が扱う暗号資産については、その暗号資産の取扱いが安全管理などについて適切かど

うかを審査した上で、取扱いの登録を認めている。そうすると、今後、特定暗号資産が導入されるようになれば、暗号資産の規制の拡充や枠組みの見直しを検討することも考えられ、中長期的にはより厳格な制度を導入する可能性がある。

## 4 令和8年度税制改正の大綱の核心2：暗号資産の分離課税

### (1) 申告分離課税への移行の概要

令和8年度税制改正の大綱の中で、暗号資産に関して最も重要なポイントは、暗号資産の売買などにおいて得られた所得の扱いが大きく変わる点である。これまで暗号資産の利益は、原則「雑所得」として総合課税の対象とされ、給与所得などと合算した上で、最大約55%の税率が課されてきた。今回の改正では、こうした扱いを見直し、暗号資産の取引によって生じる所得を特定暗号資産に限り「申告分離課税に係る譲渡所得等」へと所得区分が転換される予定である。これにより、株式や投資信託などと同様に、他の所得とは切り離して課税されることになる。この改正は、単なる税率の引下げにとどまらず、暗号資産を「例外的なもの」「特殊な取引」として扱ってきた従来の考え方から、「金融商品」に近い資産として制度上明確に位置づけを直す動きと捉えることになる。

その結果、今後は

- ・ 国家による戦略資産としてのビットコインの保有
- ・ 個人投資家の投資行動（長期保有）
- ・ 企業による資本運用戦略の一環としてのビットコインの保有
- ・ 企業会計処理・税務判断・税務調査の対応といった金融実務・税務実務の両面にお

いて、大きな転換点になる改正といえる。言い換えれば、これは、「税率の話」ではなく、暗号資産を日本の金融制度設計の中で、どの資産として扱うかとの「位置付け」の改正である。

	改正前	改正後
課税の種類	総合課税	申告分離課税
所得税率	5%～45%	15%
住民税率	10%	5%
最高税率	55.945%	20.315%

これまで、個人が暗号資産の売却や交換等によって得た利益は、原則として雑所得に区分され、他の所得と合算した上で総合課税の対象とされてきた。その結果、所得水準によっては住民税を含め最大約55%の税率が適用され、株式や投資信託などの金融商品と比較して著しく不利な取扱いが続いていた。

令和8年度税制改正の大綱では、特定暗号資産取引に限り、所得を申告分離課税とし、税率を一律20%（所得税15%・住民税5%）とする方向性が明確に示された。

これは、株式等の譲渡所得や金融商品取引と同水準の課税体系であり、特定暗号資産に区別される暗号資産が税制上「例外的な存在」から「一般的な投資対象」へと大きく位置づけが変わったことを意味する。

### (2) なぜ今、分離課税なのか

改正の背景には、複数の政策的・実務的要因が起因する。第一に、暗号資産が投機的資産から、決済・保有・運用を含む広範な金融インフラへと変化してきた点が挙げられる。国内外において、暗号資産を長期保有する個人や、企業の資本運用戦略上の資産の一部として保有する動きが拡大する

中、従来の雑所得課税は実態に即していないのである。

第二に、税制の過度な不利さが市場の健全な発展を阻害してきた点である。高税率・損益通算不可・繰越控除不可という制度設計は、結果として日本国内での暗号資産投資や関連ビジネスを萎縮させ、シンガポール、マレーシアなど国外への資金流出を招いてきた。分離課税への移行は、こうした歪みを是正し、国際的に整合的な税制を構築するための不可欠な措置といえる。

### (3) 金融商品との制度的接続

特定暗号資産に限っての申告分離課税の導入は、暗号資産を株式やデリバティブと同様の「金融所得」として取り扱う制度的前提を整えるものである。これにより、投資判断において税務が過度に影響する状況は緩和され、価格変動リスクと税負担のバランスが合理化される。

特に注目すべきは、証券会社や金融機関が顧客に対して暗号資産を説明・提案する際の環境が大きく改善される点である。これまで暗号資産は、税制上の不確実性や高税率を理由に、正直、「正面から扱いにくい商品」であった。

しかし、分離課税の導入により、金融商品として説明できるようになることから、「ビットコインを対象とする上場投資信託(Exchange Traded Fund) (以下「ETF」という。)」など、これまでになかった新たなサービスの提供が可能になる。それは、今回の改正が、暗号資産を原資産とするETFについても株式と同様に課税区分を整理する方向性が見受けられる点にある。具体的には、ビットコインETFは、株式等と同じ「申告分離課税に係る譲渡所得

等」区分になる可能性が高く、株式等の譲渡所得と損益通算が可能となるだけでなく、株式等の譲渡損失繰越控除の適用も利用できる。

このような暗号資産を原資産とするETFは、ビットコイン以外に、イーサリアム(Ethereum)ETF、リップル(XRP)ETF、ソラナ(Solana)ETFなど主にアメリカ合衆国を中心とした暗号資産取引市場で上場されている例がある。

### (4) 特定暗号資産以外の「暗号資産取引」 に対する制裁

重要なのは、今回の改正を単なる「投資促進策」と誤解してはならない点である。分離課税は、暗号資産を税務上適切に把握し、管理可能な資産として制度の枠内に組み込むための前提条件である。税率を明確にし、金融所得として整理することは、結果として課税の実効性を高め、後述する国税滞納処分や滞納国税の徴収実務の整備にもつながる。すなわち、分離課税は「緩和」ではなく、「正常化」である。この視点を理解することが、令和8年度税制改正の大綱を正しく評価する上で不可欠である。そこで、特定暗号資産以外の暗号資産取引に対する事実上の「制裁」に留意する必要がある。

今回の改正では、国外取引所や個人間の相対取引などは、分離課税は適用されず、今までとおりの総合課税が適用される。それだけではなく、従来の譲渡所得で適用されていた下記の特例が適用されない。これは、国税当局が把握困難な国外取引所や個人間の相対取引などの暗号資産取引に対し、厳しい姿勢をみせたことに他ならない。

特別控除の適用除外	50万円の特別控除不可
優遇除外	5年超えの保有資産の2分の1の課税適用除外
損益通算不可	他の総合課税所得との損益通算不可

## 5 令和8年度税制改正の大綱の核心3：損失の3年間繰越控除の適用

### (1) 3年間繰越控除適用の位置付け

令和8年度税制改正の大綱では、特定暗号資産について、上場株式等と同様に、損失の3年間繰越控除制度が新たに適用になることが明記された。

具体的には、特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等したことにより生じた損失について、その年分の特定暗

控除期間	損失が生じた年の翌年以後、3年間
対象となる利益	特定暗号資産に係る譲渡所得等（デリバティブ取引を含む）
適用要件	損失が出た年を含め、3年間続けて、確定申告を行うこと
損益通算の範囲	原則として、特定暗号資産の間に限定される

### (3) 実務上の注意点

この制度は有利である一方、適用要件を満たさないと一切使えなくなる点に特に留意が必要となる。①上場株式等の繰越控除と同様（一度でも確定申告を怠ると、繰越控除の権利が消滅する可能性がある。）、確定申告の「3年間継続提出」が必須となる。

確定申告の継続性	利益が出ていない年分の確定申告も提出が必要
他税区分との通算	株式・先物等との損益通算は不可
取得価額の把握	正確な取得価額・損失額の証明が必要
対象外暗号資産	国外取引所・個人間の相対取引は不可

このように、暗号資産の3年間の繰越控除の適用は、暗号資産を「金融資産として

号資産に係る譲渡所得等の金額から控除してもなお、控除しきれない部分がある場合には、一定の要件の下で、その損失額を翌年以後、3年間にわたり繰り越して控除することができる」と規定された。これは、暗号資産取引を「単年課税」から「期間通算」の考え方へ近づける、制度的に非常に大きな転換点である。

### (2) 3年間の繰越控除の仕組み

今回の法改正により、暗号資産取引においても、一時的な価格変動による損失を将来の利益と通算できる仕組みが導入される。

制度の基本的な考え方は、「特定暗号資産の取引で生じた損失は、翌年以後3年間にわたり、特定暗号資産に係る利益から控除可能」である。

②損益通算可能な暗号資産は、「特定暗号資産」に限られる。（国外取引所での取引・個人間での相対取引などは、本制度の利益とは通算不可。）③繰越控除を適用するためには、正確な取得価額・損失額の把握が前提となるため、取引履歴の保存、帳簿の管理が重要になる。

制度的に扱う」及び「国民の資産形成に資する資産として扱う」方向へ大きく舵を切

ったことを意味する。

## 6 消費税における課税関係の見直し

### (1) 改正前における暗号資産と消費税の位置付け

暗号資産を巡る課税上の課題は、所得課税にとどまらない。実務上、特に重要でありながら見落とされがちなのが、消費税における課税関係である。最近、目立ってきた暗号資産自体の運用では、利用料を対価とする暗号資産の「貸付け」には消費税が課税されてきた。令和8年度税制改正の大綱では、暗号資産の法的位置付けの見直しを前提として、消費税の取扱いについても重要な整理が行われている。

現行制度において、暗号資産の譲渡は、消費税法上「支払手段に類するものの譲渡」として整理されてきた。その結果、暗号資産の譲渡自体は非課税取引とされる一方、課税売上割合の計算上は、原則としてその対価の全額が分母に算入されない取扱いがなされてきた。しかしこの整理は、暗号資産の実態、とりわけ投資・保有・運用の側面を十分に反映したものとは言い難かった。暗号資産取引が拡大する中で、消費税の課税関係が他の金融取引と必ずしも整合していない点は、実務上の違和感として蓄積されていた。

### (2) 令和8年度税制改正の大綱における消費税の見直し

こうした状況を踏まえ、令和8年度税制改正の大綱では、金融商品取引法等の改正を前提として、暗号資産に係る消費税の課税関係について次の見直しが示されている。

イ 暗号資産の譲渡について、その性質を

「支払手段に類するもの」から「有価証券に類するもの」へと整理し直した上で、引き続き消費税を非課税とする点である。これは、暗号資産を決済手段としてではなく、金融資産として位置付け直す制度的メッセージを明確にするものである。

ロ 消費税の課税売上割合の計算において、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を課税売上割合の分母に算入することとされた。これは、株式等の有価証券取引と同様の考え方を暗号資産にも及ぼすものであり、暗号資産取引が課税売上割合に全く影響を与えないという従来の整理を改める重要な変更である。

ハ 暗号資産の貸付けについても、消費税を非課税とする措置が明示された。暗号資産レンディング等の取引について、その経済的実態を金融取引として捉え、消費税の課税対象から外す整理が行われた点は、実務上の不明確さを解消するものといえる。

なお、これらの改正は、金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等から適用されることとされている。

	改正前	改正後
非課税の扱い	現行： 支払手段	有価証券 と同じ
課税売上 割合の計算	—	対価の額の 5%相当額 を算入
暗号資産の レンディング	課税	非課税

### (3) 実務への示唆

特に事業者や金融機関にとっては、暗号資産取引が課税売上割合に与える影響を無

視できなくなる点は重要である。暗号資産の取扱いが拡大すれば、消費税の控除計算や経理実務においても、従来以上に慎重な検討が必要となる。

令和8年度税制改正の大綱は、暗号資産に対する税負担を単に軽減するものではなく、課税・消費税を含めた全体像を整理し、実務として「扱える制度」に仕上げるための総合的な再設計である。この点を理解することが、今後の暗号資産実務を考える上で不可欠である。

## 7 見落とされがちな重要論点：滞納処分と暗号資産

### (1) 暗号資産は「課税できるが回収しにくい資産」だった

暗号資産に対する税制改正を論じる際、多くの場合、注目は税率や課税方式に集中しがちであり、ほとんどのメディアが税率や課税方式のことしか報道しない。しかし、税制は「課税」だけで完結するものではない。課税と徴収は一体であり、徴収、すなわち滞納処分を含めて初めて制度として機能する。この点において、暗号資産は長らく税務行政にとって特異な存在であった。

従来、暗号資産は所得税法上、課税対象であること自体は明確であった。一方で、滞納が生じた場合における徴収、特に差押えの実務は極めて困難であった。

最大の理由は、暗号資産が私法上、必ずしも伝統的な「財産権」と同様に整理されてこなかった点にある。現金や預金、有価証券であれば、滞納処分において差押えの対象・方法は制度的に確立されている。しかし暗号資産の場合、「秘密鍵」の管理主体が納税者本人にある限り、税務当局が一方的に資産を把握・移転することは容易で

はない。また、自己管理型ウォレットに保有されている暗号資産については、取引所を通じた間接的な把握すら困難なケースが多い。この結果、実務上は「課税できるが、差し押さえることが難しい資産」という矛盾した状態が続いてきた。

### (2) 滞納処分の現場で生じていた歪み

令和7年11月13日、政府税制調査会において、財務省より「暗号資産の税務執行に関する諸課題」が公表された。その中で紹介された事例は、暗号資産課税および滞納処分の現実的な限界（ウォレットを差押えをすることができない）を端的に示すものである。

当該事例では、ある納税者が数年にわたり行った暗号資産取引によって得た約5億円の所得を申告していなかった。期限後に実施された税務調査の結果、所得税および加算税を含め、約2億5千万円が追徴課税されることとなった。しかし、その後の暗号資産市場の下落により、納税者が保有する暗号資産の時価は大きく減少した。この結果、納税者が保有する暗号資産をすべて売却すれば、当該国税の滞納額を納付すること自体は可能である一方、売却に伴って新たに生じる課税所得に対する税額を、翌年の確定申告時に納付できない可能性が生じるという、いわば「二重の税務的ジレンマ」に直面することとなった。徴収職員が暗号資産の売却による納付を勧奨したものの、納税者は「価格が回復した時点で売却して納付する」などとして自主的な売却を拒否し、結果として自主納付に応じない状況が継続している。

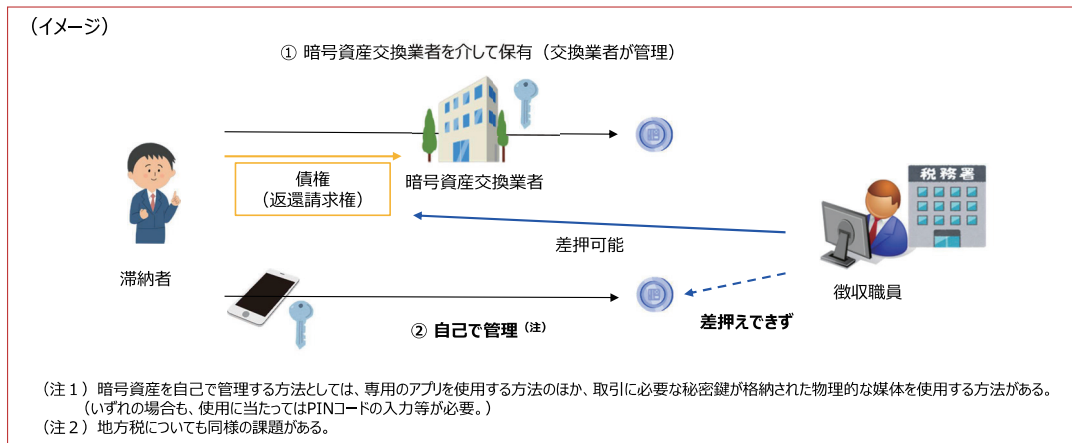
この事案の核心は、暗号資産の保管形態にある。一般に「ウォレット」と呼ばれる

ものは、暗号資産そのものを保管する入れ物ではなく、ブロックチェーン上の暗号資産を移転・管理するための秘密鍵 (Private Key) を保管する仕組みに過ぎない。

ウォレットには、ソフトウェア型、ハードウェア型、USB型など様々な形態が存在するが、いずれの場合も暗号資産自体はブロックチェーン上にのみ存在し、ウォレットはあくまで「暗号資産の支配権の管理手段」である。この点が、従来の滞納処分制度との間に深刻な齟齬を生じさせてきた。滞納者が暗号資産を国内取引所に保管している場合、徴収職員は取引所に対する引渡請求権や返還請求権を差し押さえることで、

換価・国税充当が可能である。

しかし、セルフウォレット (ノンカストディアルウォレット) で自己管理されている場合、国税徴収法142条に基づく財産捜索によりウォレット自体を発見できたとしても、ウォレットそのものに経済的価値はなく、差押え・換価を行うことができない。その結果、国税徴収法47条が定める国税滞納がある限り、滞納者の所有する価値ある財産を「差押えしなければならない」という原則と、実務上の不可能性との間で、徴収職員は事実上、納税勧奨以外の手段を持ち得ない状況に置かれてきた。



(出典) 令和7年11月13日 財務省「税務執行に関する諸課題」

### (3) 特定電子移転財産権 (ウォレット) の徴収手続整備という制度的回答

こうした構造的問題に対する制度的な回答が、令和8年度税制改正の大綱に盛り込まれた「特定電子移転財産権 (ウォレット) の徴収手続の整備」である。

改正では、ブロックチェーン上にある暗号資産を「第三債務者等が存在しない無体財産権」である差し押さえることができる財産として定義する。

一方、ブロックチェーン上の暗号資産を移動させる権利を「特定電子移転財産権」と定義し、これも「差押えをする財産」の対象として明確に位置付けた。国税徴収法上明確に「暗号資産」と「ウォレット」の両方を差押え可能にしたのだ。

暗号資産	第三債務者等が存在しない無体財産権と定義
ウォレット	特定電子移転財産権と定義

その上で、差押えの方法として、当該権利を徴収職員の管理下に移すことを原則とし、これが困難な場合には、滞納者等に対して管理移転を命ずることができる制度を創設している。さらに、この管理移転命令に違反した場合には、3年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金という法定刑が設けられており、従来の「協力が得られなければ何もできない」状態から大きく踏み出した内容となっている。

差押えの効力は、実際に管理が移された時点、または命令の告知時点で発生するとされ、徴収実務の実効性が制度的に担保される。加えて、差押え解除時には滞納者の管理に戻すこと、換価後には買受人の管理に移すことが明記されており、電子的な財産権を前提とした一連の徴収・公売（換価）プロセスが初めて法制度上整理された点は大いに注目に値する。

#### (4) 分離課税と滞納整理整備の本質的関係

この特定電子移転財産権（ウォレット）の徴収手続整備は、暗号資産の分離課税と切り離して理解すべきものではない。税率を明確化し、金融所得として整理する一方で、徴収制度も同時に整備することで、暗号資産は初めて「課税でき、かつ滞納処分可能な財産」として制度の内側に組み込まれる。この一連の手続きは、国税の滞納処分だけでなく、今後、民事執行手続きにも波及するであろう。

すなわち、令和8年度税制改正の大綱は、暗号資産に対する負担の緩和策ではなく、課税と徴収の両面を現実に機能させるための制度的再設計である。この点にこそ、今回の改正の本質的な意義があるといえよう。

## 8 令和8年度税制改正の大綱の本質的意義

### (1) 税制改正の大綱の本質的意義

暗号資産に対する税制改正は、単なる負担軽減ではない。課税・徴収の双方を現実に機能させるための制度的再設計である。滞納処分の困難さという問題を正面から捉えたとき、分離課税の導入は不可避であり、かつ合理的な選択であったといえる。暗号資産を「捕捉できない資産」として放置するのではなく、「把握でき、課税でき、回収できる資産」として制度に組み込む。この視点こそが、令和8年度税制改正の大綱のもう一つの重要な意義である。

## 9 金融機関・証券会社への示唆

### (1) 「扱えない資産」から「説明できる資産」へ

暗号資産が申告分離課税の対象となることは、金融機関、とりわけ証券会社にとって重要な意味を持つ。これまで暗号資産は、税制上の不確実性や高税率を理由に、顧客に対して正面から説明しづらい資産であった。

しかし、分離課税の導入により、暗号資産は株式や投資信託と同様に、税務上の取扱いが明確な金融資産として整理されることとなる。これは、顧客への説明責任を果たす上で極めて大きな変化である。特に、富裕層や法人顧客においては、暗号資産を単独で捉えるのではなく、ファンドラップやSMAのポートフォリオ全体の一部として位置付ける視点が重要となる。税制が金融商品と同水準に整えられることで、リスク管理や資産配分の議論が現実的なものとなり、金融機関が関与できる余地も広がる。

また、暗号資産の分離課税は、滞納処分や徴収実務の整備と密接に関係している。制度の透明性が高まることで、暗号資産は「捕捉しにくい資産」から「管理可能な資産」へと変化し、結果として金融システム全体の健全性向上にも寄与する。

## 10 結語

### (1) 分離課税はゴールではなく、出発点である

令和8年度税制改正の大綱による暗号資産の分離課税は、長年積み重なってきた制度的な歪みを是正する重要な一歩である。

この本質的な意味は、「暗号資産を自由にしてくれた」のではなく、「暗号資産を

管理できる自由を与えられた」ことである。そして、これは決して最終的なゴールではない。

暗号資産は今後も技術的・経済的に進化を続け、その利用形態や保有目的はさらに多様化し続けていく。その中で、税制・会計・金融実務は相互に連携しながら、現実  
に即した制度設計を行っていく必要がある。分離課税の導入は、暗号資産を「特異的で、一時的な存在」から「国民の資産形成に資する財産」と認め、「制度の内側」へと組み込むための出発点である。税制、会計、金融実務が一体となって機能する環境を整えることこそが、暗号資産を健全な金融資産として社会に定着させるための鍵となる。



坂本 新  
(さかもと しん)

たまらん坂税理士法人  
代表社員・日本暗号資産  
ビジネス協会準会員

#### ◆経歴

1992年、東京国税局に入局。  
2017年7月、50歳となったことを契機に暗号資産を得意とする税理士になるため東京国税局を離職。同年から暗号資産ホルダーに対し、暗号資産の税務説明会を開くなど活動をする一方、東京都国立市に「たまらん坂税理士法人」を設立。代表社員に就任。税理士向けの暗号資産の税務の研修講師、個人・法人のクライアントサービス、暗号資産の税務調査等幅広く活動している。  
一方で、山梨県忍野村にある「忍野八海」に投げ込まれるコイン（硬貨）を潜水回収するボランティア活動を主催し「税理士ダイバー」として活動している。（ダイビング指導団体PADIインストラクター・潜水士）

#### ◆主な著書

「超基本から学ぶステーブルコインの税務」第一法規 2024年3月初版  
「重要キーワードで読み解く暗号資産・NFTの税務が話せる税理士になる！」税務経理協会2024年8月初版